

女川町告示第21号

女川町（以下「町」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第8条第1項の規定により女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を選定したので、同法第11条第1項の規定により客観的な評価の結果をここに公表する。

平成26年3月18日

女川町長 須田善明

事業者選定に関する客観的評価結果について

第1 本事業の概要

1 事業の背景・目的

町では、東日本大震災により壊滅的な被害を受けた女川町地方卸売市場をはじめとする製氷・冷凍冷蔵施設や水産物加工処理施設等の早期復興に向け、地方卸売市場の背後に位置する宮ヶ崎地区の漁港区域を拡大し、水産業関連施設の集積化を図り、基幹産業である水産加工・流通業の拠点となる水産加工団地を整備する計画を進めている。

本事業は、この水産加工団地を整備する計画に基づき、水産業関連施設から排出される汚水により、良好な沿岸漁場である女川湾の水質悪化を防止するため、排水を一元的に処理(浄化)・管理する排水処理施設を整備し、水産関連事業者が共同利用することにより、環境への負荷を低減し漁場の保全を図るものである。

なお、本事業の実施に当たってはPFI法に基づくPFI手法を導入し、民間の技術能力及び経営能力活用による事業期間を通じたライフサイクルコスト削減、性能発注によるコスト削減等、財政資金の効率的な活用を図ることを目指す。

2 事業名称

女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業

3 場所

宮城県牡鹿郡女川町石浜字高森地内

4 整備計画の概要

事業者は、以下のとおり、排水処理施設を整備するものとする。

項目	内容			
処理対象地区	石浜・宮ヶ崎地区、女川町魚市場地区、伊勢地区			
分類	排水処理施設			
処理施設への流入水量	2,000 m ³ /日最大			
処理水の取り扱い	海域放流(放流基準値以下にて)			
水質基準	計画流入水質 (mg/l)		放水基準 (mg/l)	
	BOD	2,000	—	—
	COD	1,000	COD	160 (日間平均 120)
	S S	1,000	S S	200 (日間平均 150)
	T-N	150	T-N	120 (日間平均 60)
	T-P	30	T-P	16 (日間平均 8)
	N-ヘキ	250	N-ヘキ	30
	—	—	pH	5.0~9.0

5 事業者の業務範囲

事業者は、本事業において、以下の業務を行う。

(1) 設計及び建設

ア 排水処理施設の設計・建設

- ・ 事前調査（測量調査・地質調査等）
- ・ 工事開始までに必要な関連手続
- ・ 設計及び設計関連業務
- ・ 建設工事
- ・ 試運転
- ・ 建設に伴う各種申請等業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 施設運用開始までに必要な関連手続き

注) 専用管渠については、本事業とは別に町が設置する。

(2) 維持管理・運営

ア 排水処理施設の維持管理・運営

- ・ 運転業務
- ・ 設備保守管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 警備業務
- ・ 汚泥処理業務
- ・ 料金徴収（収受）に関する業務
- ・ 水質管理業務

イ 専用管渠の維持管理

- ・ 巡視・点検業務
- ・ 調査・報告業務
- ・ 清掃・修繕業務

6 事業方式

本事業は、P F I法に基づき、事業者が自らの提案をもとに本施設の設計、建設を行った後、町に本施設の所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に規定する内容の維持管理及び運営を行うB T O（Build Transfer Operate）方式により実施する。

7 事業スケジュール（予定）

本事業のスケジュールは、以下のとおりである。

年 月	内 容
平成26年 3 月	事業契約の本契約の締結
平成26年 3 月～平成27年 3 月	設計・建設期間
平成27年 4 月～平成47年 3 月（20年間）	維持管理・運営期間

第2 事業者選定までの経緯

日 付	内 容
平成25年 7 月31日	実施方針等の公表
8 月 7 日	実施方針等に関する質問の受付締切
8 月23日	実施方針等に関する質問・回答の公表
	実施方針等（修正版）の公表
8 月23日	第1回女川町水産加工団地排水処理施設整備等 PFI 事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）
9 月13日	特定事業の選定、公表
	募集要項等の公表
9 月20日	募集要項等に関する質問の受付締切
9 月30日	募集要項等（修正版、1回目）の公表
10 月 9 日	募集要項等に関する質問・回答の公表
	募集要項等（修正版、2回目）の公表
10 月10日～11日	参加表明の受付（資格審査書類の受付）
10 月18日	資格審査結果の通知
11 月 2 日	募集要項等に関する競争的対話の実施
11 月12日	募集要項等に関する質問・回答（競争的対話）の公表
	募集要項等（修正版、3回目）の公表
12 月 3 日	事業提案書の受付
12 月24日	第2回審査委員会
平成26年 1 月 6 日	第3回審査委員会（ヒアリングの実施）
1 月 9 日	優先交渉権者の決定、公表

第3 優先交渉権者の決定

平成25年9月13日に募集要項を公表（女川町告示第75号）した本事業の公募型プロポーザルに、資格審査を通過した3グループから事業提案書の提出があった。

審査委員会において、事業者選定基準に示す評価項目に基づき厳正な審査が行われ、優秀提案者と次点提案者が選定された（別紙「女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業審査講評」参照）。

町は、審査委員会の審査結果を踏まえ、優秀提案者として選定された鹿島建設株式会社東北支店を代表企業とするグループを平成26年1月9日に優先交渉権者として決定した。

《優先交渉権者》

代表企業	鹿島建設株式会社 東北支店
構成員 (代表企業を除く)	メタウォーター株式会社 東北営業部 森永エンジニアリング株式会社 田中建設株式会社 NEC キャピタルソリューション株式会社 福栄肥料株式会社 株式会社エステム
協力会社	東亜環境サービス株式会社

第4 本事業の効果について

本事業は、排水処理施設の整備に係る費用に対して交付金が交付され、専用管渠を含む本施設の維持管理・運営は原則独立採算である。そのため、事業期間を通して、町の実質的な負担が生じない。一方、選定事業者の提案は、使用料金が検討段階の想定料金よりも低廉になることが見込まれるため、排水事業者に対する排水処理に係る費用の負担軽減が期待される。

また、本事業をPFIとして実施することにより、選定事業者の経験・知見を活かしたサービス提供、一括発注による排水処理施設の早期供用の実現及び適切なリスク分担等による安定した事業遂行の実現等の定性的効果もあわせて期待される。

【問い合わせ先】

担 当	女川町産業振興課 佐藤 (公)
電 話	0 2 2 5 - 5 4 - 3 1 3 1
	内線 2 4 3
F A X	0 2 2 5 - 5 3 - 5 4 8 3